

# 第4回嬉野市議会定例会議案

令和元年12月6日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
15	令和元年12月6日	専決処分（第7号）の報告について	1
16	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	3

議案番号	提出年月日	議案名	頁
76	令和元年12月6日	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	6
77	〃	嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について	17
78	〃	嬉野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例について	33
79	〃	嬉野市企業誘致ビル条例について	38
80	〃	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	43
81	〃	嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	45
82	〃	嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	47
83	〃	嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	55
84	〃	嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について	57
85	〃	市道路線の認定について	59
86	〃	令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）	別冊
87	〃	令和元年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
88	〃	令和元年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
89	〃	令和元年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）	〃
90	〃	令和元年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
91	〃	令和元年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第1号）	〃
92	〃	令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
93	〃	令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
94	〃	令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
95	〃	令和元年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）	〃

報告第15号

専決処分（第7号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐


専決処分第7号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月20日

嬉野市長 村上 大祐

- 1 事故の内容  
観音堤先跡地三角地（市有地）敷地内での除草作業中における飛び石による自家用車左側フロントドアの破損
- 2 事故発生年月日  
令和元年10月18日
- 3 事故発生場所  
嬉野市嬉野町大字下宿乙2027番地3
- 4 損害賠償額  
金90,893円
- 5 過失割合  
100パーセント
- 6 損害賠償の相手方  


議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

令和元年12月6日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和元年 第4回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	総務・防災課	令和元年度 防犯灯整備事業 嬉野地区防犯灯のLED化取替工事	嬉野町内	4,514,400	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙906-1 (株)オータデンキ 代表取締役 太田 晶記	R01年10月17日	R01年10月17日 ～ R02年1月31日
2	総務・防災課	令和元年度 防犯灯整備事業 塩田地区防犯灯のLED化取替工事	塩田町内	3,388,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字谷所乙3263 大久保電機(株) 嬉野営業所 所長 鶴田 勇	R01年10月11日	R01年10月11日 ～ R02年1月31日
3	総務・防災課	令和元年度 有蓋防火水槽（光武地区）設置工事	塩田町大字 久間地内	7,810,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年10月11日	R01年10月11日 ～ R02年1月31日
4	財政課	嬉野市役所塩田庁舎ホール・総務課系統空調設 備改修工事	塩田庁舎内	1,382,400	指名競争 入札	佐賀市嘉瀬町大字扇町2360 吉村空調工業(株) 代表取締役 吉村 松代	R01年8月26日	R01年8月26日 ～ R01年9月30日
5	観光商工課	令和元年度 嬉野市源泉集中管理事業 源泉集中管理モニタリングシステム構築工事	嬉野町大字 下宿地内	7,370,000	随意契約	長崎県諫早市幸町72-4 (株)カワサキコーポレーション 長崎営業所長 寺田 博昭	R01年8月22日	R01年8月22日 ～ R01年12月13日
6	建設・農林 整備課	元補第12号 市道下宿今寺線道路補修工事	嬉野町大字 下宿地内	1,357,400	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙2320-2 (有)井手造園土木 取締役 井手 勝広	R01年9月6日	R01年9月6日 ～ R01年10月31日
7	建設・農林 整備課	元改第4号 市道冬野南部線道路改良工事	塩田町大字 久間地内	6,050,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 博	R01年10月1日	R01年10月1日 ～ R01年12月27日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
8	建設・農林整備課	元社第2-1号 一本松橋橋梁補修工事	嬉野町大字吉田地内	22,680,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	R01年10月10日	R01年10月10日 ～ R02年2月28日
9	建設・農林整備課	元改第5号 市道下野島越線道路改良工事	嬉野町大字下野地内	2,871,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	R01年10月8日	R01年10月8日 ～ R01年12月27日
10	建設・農林整備課	元改第6号 市道兎鹿野線道路改良工事	嬉野町大字下野地内	9,680,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	R01年10月10日	R01年10月10日 ～ R02年1月31日
11	建設・農林整備課	元社第1-1号 市道万才堤ノ上線道路防災工事	塩田町大字久間地内	16,082,000	随意契約	佐賀市久保田町大字徳万1856-1 (株)親和テクノ 佐賀支店 支店長 城添 正弘	R01年10月21日	R01年10月21日 ～ R02年3月13日
12	建設・農林整備課	元改第8号 市道宮の上線道路改良工事	嬉野町大字吉田地内	4,620,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	R01年11月11日	R01年11月11日 ～ R02年1月31日
13	建設・農林整備課	令和元年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 下置排水機場機械・電気設備補修工事	塩田町大字谷所地内	56,320,000	指名競争入札	佐賀市唐人2丁目5-8 (株)西島製作所 佐賀支店 支店長 矢倉 俊宏	R01年10月11日	R01年10月11日 ～ R02年3月6日
14	環境下水道課	令和元年度 嬉野市営浄化槽事業 R1(H31)-064号浄化槽設置工事	塩田町大字大草野地内	4,137,100	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲1811-5 (有)イケダ 代表取締役 池田 一信	R01年9月11日	R01年9月11日 ～ R01年11月1日
15	環境下水道課	令和元年度 嬉野市営浄化槽事業 R1(H31)-088号浄化槽設置工事	塩田町大字大草野地内	2,816,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高嶋 義孝	R01年11月12日	R01年11月12日 ～ R01年12月27日
16	環境下水道課	令和元年度 嬉野市営浄化槽事業 R1(H31)-089号浄化槽設置工事	塩田町大字大草野地内	2,317,700	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	R01年11月12日	R01年11月12日 ～ R01年12月27日
17	教育総務課	令和元年度 防災機能強化事業 大草野小学校 屋内運動場外部改修工事	大草野小学校	28,160,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	R01年11月13日	R01年11月13日 ～ R02年2月28日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
18	教育総務課	令和元年度(H30線)冷房設備対応臨時特例交付金 嬉野中学校 技術室空調設備新設工事	嬉野中学校	2,296,080	随意契約	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	R01年9月2日	R01年9月2日 ～ R01年9月30日
19	水道課	生活基盤施設耐震化等補助金(水道施設等耐震化事業)清水浄水場施設耐震補強工事	嬉野町大字岩屋川内地内	9,350,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	R01年8月23日	R01年8月23日 ～ R02年2月28日
20	水道課	旧水道施設解体(塩田地区)工事	塩田町内	13,695,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	R01年8月23日	R01年8月23日 ～ R01年11月29日
21	水道課	旧水道施設解体(嬉野地区)工事	嬉野町内	6,457,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	R01年8月23日	R01年8月23日 ～ R01年11月29日
22	水道課	市道一丁田線配水管布設替工事	嬉野町大字下宿地内	9,306,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	R01年9月18日	R01年9月18日 ～ R01年10月31日
23	水道課	嬉野温泉駅周辺整備配水管布設工事	嬉野町大字下宿地内	7,590,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿丁414-1 中島設備 代表者 中島 正浩	R01年9月18日	R01年9月18日 ～ R01年10月31日
24	水道課	市道石丸田多々良線改良工事配水管布設替(2工区)工事	塩田町大字大草野地内	2,530,000	随意契約	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	R01年9月19日	R01年9月19日 ～ R01年11月29日
25	水道課	清水浄水場ろ過砂取替工事	嬉野町大字岩屋川内地内	10,340,000	随意契約	福岡県福岡市中央区天神3-9-25 水ingエンジニアリング(株) 九州支店 支店長 荒巻 敏美	R01年10月15日	R01年10月15日 ～ R02年2月28日

- ・履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額：消費税を含む契約総額
- ・契約の方法：一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第76号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法  
律第67号）の一部改正に伴い、条例を制定する必要がある。



地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例

(嬉野市政治倫理条例の一部改正)

第1条 嬉野市政治倫理条例(平成21年嬉野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「市職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員を含む。)」を加え、同項第6号中「(嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例(平成27年嬉野市条例第1号)第1条に規定する一般職非常勤職員等を含む。)」を削る。

(嬉野市職員定数条例の一部改正)

第2条 嬉野市職員定数条例(平成18年嬉野市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「属する職員」の次に「(臨時的に任用される職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。))を除く。)」を加える。

(嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年嬉野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「規定する職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(嬉野市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第4条 嬉野市公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成27年嬉野市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員

第2条第2項第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、「第22条第1項」を「第2.2条」に改める。

(嬉野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 嬉野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年嬉野市

条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(嬉野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 嬉野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成18年嬉野市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年嬉野市条例第 号)第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額)」を加える。

(嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年嬉野市条例第34号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第30条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 嬉野市職員の育児休業等に関する条例(平成18年嬉野市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。

以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)

までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

（ウ） 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

（1） 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

（2） 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）

第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日。

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員

であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第17条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員

第18条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を、「承認は、」の次に「勤務時間条例第8条第1項に規定する」を、「勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「育児時間」の次に「(以下「育児時間」という。)」を加え、「第27条の2第2項」を「第27条の2第1項」に改め、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲で)行うものとする。

第19条中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年嬉野市条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第19条及び第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第28条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(嬉野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 嬉野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年嬉野市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
消防団団長	年額 255,800円	副市長の規定に準ずる。
消防団副団長	〃 131,700円	〃
消防団分団長	〃 71,100円	行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずる。
消防団副分団長	〃 45,100円	〃
消防団ラッパ隊長	〃 45,100円	〃
消防団部長	〃 28,200円	行政職1級及び技能職の職務にある者の規定に準ずる。
消防団ラッパ手	〃 39,000円	〃
消防団団員（基本団員）	〃 19,000円	〃
消防団団員（支援団員）	〃 5,700円	〃
産業医	日額 18,500円	〃
農業委員会会長	年額 350,000円	副市長の規定に準ずる。
農業委員会会長代理	〃 255,700円	〃
農業委員会委員	〃 223,600円	〃
農地利用最適化推進委員	〃 168,150円	〃
監査委員（識見を有する者）	〃 800,000円	〃
固定資産評価審査委員会委員	日額 5,700円	〃
選挙管理委員会委員長	年額 180,000円	〃
選挙管理委員会委員	〃 110,000円	〃
選挙長	日額 10,600円	行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずる。
投票所の投票管理者	〃 12,600円	〃
共通投票所の投票管理者	〃 12,600円	〃
期日前投票所の投票管理者	〃 11,100円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃
開票管理者	〃 10,600円	〃

選挙立会人	＃ 8,800円	＃
投票所の投票立会人	＃ 10,700円	＃
共通投票所の投票立会人	＃ 10,700円	＃
開票立会人	＃ 8,800円	＃
期日前投票所の投票立会人	＃ 9,500円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	＃
教育委員会委員	年額 400,000円	副市長の規定に準ずる。
校医歯科医	＃ 244,900円	行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずる。
学校薬剤師	＃ 50,100円	＃
スポーツ推進委員	＃ 37,300円	＃
福祉事務所医	月額54,000円	＃
福祉事務所精神医	＃ 13,500円	＃
その他委員（嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成18年嬉野市規則第27号）に基づき定めた委員）	日額 5,700円	行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずる。

（嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正）

第10条 嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

第31条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第31条の2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

（嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第11条 嬉野市職員等の旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第47号）の



一部を次のように改正する。

第1条第1項中「旅行する職員」の次に「(非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)」を加える。

(嬉野市公民館条例の一部改正)

第12条 嬉野市公民館条例(平成18年嬉野市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「非常勤とすることができる」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とすることができる」に改める。

第5条第2項及び第3項を削る。

第6条を次のように改める。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年嬉野市条例第39号)の規定により支給する。

2 非常勤の館長の報酬及び費用弁償は、嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年嬉野市条例第 号)の定めるところによる。

(嬉野市うれしの市民センター条例の一部改正)

第13条 嬉野市うれしの市民センター条例(平成30年嬉野市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「非常勤とすることができる」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とすることができる」に改め、同条第3項中「嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例(平成27年嬉野市条例第1号)により支給する」を「嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年嬉野市条例第 号)の定めるところによる」に改める。

(嬉野市行政嘱託員設置条例等の廃止)

第14条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 嬉野市行政嘱託員設置条例(平成18年嬉野市条例第9号)
- (2) 嬉野市交通安全指導員条例(平成18年嬉野市条例第18号)

(3) 嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成27年嬉野市条例第1号）

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第77号

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—第17条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条—第27条）

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第28条・第29条）

第5章 雑則（第30条—第32条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

（2）パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

##### （会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

## 第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

### (給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

### (号給)

第5条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第15条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

### (給料の支給)

第6条 嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号。以下「給与条例」という。）第9条及び第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

### (地域手当)

第7条 給与条例第13条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

### (通勤手当)

第8条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

### (特殊勤務手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、嬉野市職員特殊勤務手当支給条例（平成18年嬉野市条例第46号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

### (時間外勤務手当)

第10条 給与条例第18条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条第1項	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第18条第3項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条	嬉野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年嬉野市条例第 号。以下この条において「会計年度任用職員勤務時間条例」という。）第6条の規定により、あらかじめ会計年度任用職員勤務時間条例第4条第2項又は第5条
第18条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条	会計年度任用職員勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条

（休日勤務手当）

第11条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条	勤務時間条例第3条第1項又は第4条	嬉野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年嬉野市条例第 号。以下この条において「会計年度任用職員勤務時間条例」という。）第4条第1項又は第5条
	勤務時間条例第10条	嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号）第10条
	勤務時間条例第4条及び第5条	会計年度任用職員勤務時間条例第5条及び第6条
	において、正規の勤務時間	において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）

（夜間勤務手当）

第12条 給与条例第20条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（宿日直手当）

第13条 給与条例第23条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与条例第23条第1項の勤務は、第10条において準用する給与条例第18条、第11条において準用する給与条例第19条及び前条において準用する給与条例第20条の勤務には含まれないものとする。

（端数処理）

第14条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第10条において準用する給与条例第18条、第11条において準用する給与条例第19条及び第12条において準用する給与条例第20条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第15条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくする場合に限る。次項並びに第24条第2項及び第3項において同じ。)は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第10条において準用する給与条例第18条、第11条において準用する給与条例第19条及び第12条において準用する給与条例第20条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代



わる代休日)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

### 第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

#### (パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を嬉野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年嬉野市条例第 号。以下「会計年度任用職員勤務時間条例」という。)第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が会計年度任用職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条及び第5条の規定を適用して得た額に、当該額に給与条例第13条の2の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。

#### (特殊勤務に係る報酬)

第19条 特殊勤務手当条例第3条から第6条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

#### (時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下

「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たり

の報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務 (同項ただし書の勤務を除く。) の時間 (次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50 (休日勤務に係る報酬)

第21条 祝日法による休日 (代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「祝日法による休日等」という。) 及び年末年始の休日 (代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「年末年始の休日等」という。) において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(夜間勤務に係る報酬)

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(報酬の端数処理)

第23条 第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第24条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6月以上のパート

タイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第25条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第26条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 前項第1号の規定により計算して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(報酬の減額)

第27条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

#### 第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第15条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)については、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める。

3 前項に定めるもののほか、通勤に係る費用弁償の支給日及び返納については、常勤職員の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、嬉野市職員等の旅費に関する条例(平成18年嬉野市条例第47号)の規定の適用を受ける職員の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第5条第1項に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

#### 第5章 雑則

(給与からの控除)

第30条 給与条例第10条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第31条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法(以下「改正前の法」という。)第3条第3項第3号の規定に基づく特別職として任用されていた者、改正前の法第17条の規定に基づく一般職の非常勤職員として任用されていた者及び改正前の法第22条第5項の規定に基づく臨時的任用職員として任用されていた者が、施行日において会計年度任用職員に任用された場合には、令和元年12月2日から施行日の前日までの引き続いた当該者としての在職期間については、令和2年6月に支給する期末手当に係る

在職期間に通算するものとする。

別表（第4条関係）

号給	給料月額
1	146,100円
2	147,300円
3	148,500円
4	149,600円
5	150,700円
6	151,900円
7	153,000円
8	154,100円
9	155,100円
10	156,500円
11	157,900円
12	159,200円
13	160,400円
14	161,900円
15	163,500円
16	165,100円
17	166,300円
18	167,800円
19	169,400円
20	170,900円
21	172,200円
22	175,000円
23	177,600円
24	180,300円
25	182,900円
26	184,600円
27	186,300円
28	187,900円

29	189,300円
30	191,100円
31	192,800円
32	194,400円
33	196,000円
34	197,400円
35	198,700円
36	200,100円
37	201,400円
38	202,600円
39	203,800円
40	205,000円
41	206,400円
42	207,700円
43	209,000円
44	210,200円
45	211,400円
46	212,700円
47	214,000円
48	215,200円
49	216,300円
50	217,500円
51	218,400円
52	219,500円
53	220,600円
54	221,600円
55	222,500円
56	223,500円
57	224,000円
58	224,800円
59	225,600円



60	226,400円
61	227,100円
62	228,100円
63	229,000円
64	229,900円
65	230,600円
66	231,400円
67	232,300円
68	233,400円
69	234,200円
70	234,900円
71	235,600円
72	236,400円
73	237,200円
74	237,900円
75	238,700円
76	239,400円
77	240,100円
78	240,900円
79	241,700円
80	242,500円
81	243,100円
82	243,900円
83	244,600円
84	245,300円
85	246,000円
86	246,700円
87	247,400円
88	248,100円
89	248,700円
90	249,300円

91	249,800円
92	250,300円
93	250,600円

議案第78号

嬉野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例について

嬉野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において「任命権者」とは、法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。

### (勤務時間)

第3条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

### (週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

### (週休日及び勤務時間の割振りの特例)

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、4週間ごとの期間について週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間内に8日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、勤務の特殊性、又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（パートタイム会計年度任用職

員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

- 3 前項の割振りの基準等については、常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」)の例による。

(週休日の振替等)

第6条 任命権者は、会計年度任用職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

(休憩時間)

第7条 会計年度任用職員の休憩時間については、嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年嬉野市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)第6条の適用を受ける職員の例による。

(休日)

第8条 会計年度任用職員の休日は、勤務時間条例第10条の適用を受ける職員の例による。

(休日の代休日)

第9条 任命権者は、会計年度任用職員に国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)(以下この項において「休日」という。)である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下この条において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務すること

を命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

- 3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の  
手続等については、常勤職員の例による。

(時間外勤務及び休日勤務)

第10条 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、任命権者は、会計年度  
任用職員に対し定められた勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は勤務を要  
しない日若しくは休日に勤務することを命ずることができる。

(勤務を要しない日の振替等)

第11条 任命権者は、前条の規定により勤務を要しない日に勤務を命ずる場合は、  
その勤務を要しない日を他の日に振り替えることができる。

- 2 任命権者は、前条の規定により休日に勤務を命ずる場合は、その休日の勤務に  
替えて他の日の勤務を免除することができる。

(休暇の種類)

第12条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介  
護時間とする。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数(時間を含  
む。以下同じ。)は、一の年度において会計年度任用職員の勤務時間等を考慮し、  
20日を超えない範囲内で規則で定める。

(特別休暇)

第14条 任命権者は、会計年度任用職員が公民権の行使その他特別の事由により、  
勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇として、特別休暇  
を承認するものとする。

- 2 特別休暇の種類、日数、時間数、取得単位及び報酬支給の有無については、規則  
で定める。この場合において、特別休暇を付与する日数及び時間数は、当該会計  
年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務すべき日数及び勤務時間数  
並びに在職期間に応じて定める。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等)

第15条 前3条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と  
認める会計年度任用職員の休暇等については、その職務の特殊性等を考慮し、任  
命権者が別に定める。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第16条 勤務時間条例第9条の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第79号

嬉野市企業誘致ビル条例について

嬉野市企業誘致ビル条例を別紙のように制定する。

令和元年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市企業誘致ビルの設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。



## 嬉野市企業誘致ビル条例

(趣旨)

第1条 この条例は、嬉野市企業誘致ビルの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「事務系企業」とは、嬉野市企業等誘致条例（平成28年嬉野市条例第17号）第2条第1項第2号から第7号までに規定する事業等を営む事業者をいう。

(設置の目的)

第3条 本市は、事務系企業の誘致を図り、もって、雇用の増大等により地域産業の振興に寄与するため、嬉野市企業誘致ビルを設置するものとする。

(名称及び位置)

第4条 嬉野市企業誘致ビルの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
嬉野市企業誘致ビル	嬉野市嬉野町大字下宿甲4568番地外

(対象者)

第5条 嬉野市企業誘致ビル（以下「企業誘致ビル」という。）を借り受けることができる者は、事務系企業であつて、市長と立地に係る協定締結を行った者とする。

(貸付けの許可)

第6条 企業誘致ビルの全部又は一部及び駐車場を借り受けようとする者は、あらかじめ市長へ企業誘致ビル貸付許可の申請を行い許可を受け、市長と公有財産貸付契約を締結しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

(許可等の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの許可をせず、又は既にした許可を取り消し、企業誘致ビルからの退去を命じることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 企業誘致ビルの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。
  - (4) 許可に付した条件に違反したとき。
  - (5) 企業誘致ビルを使用しようとする者（法人にあつては、役員等を含む。）が規則第4条各号のいずれかに該当するとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、企業誘致ビルの管理運営上支障があるとき。
- 2 市長は、公益上又は管理上必要があると認めるときは、貸付けの許可を受けた者（以下「借受者」という。）に一定の行為を制限し、又は禁止することができる。
- 3 市は、前2項の規定による措置によって借受者が損害を受けることがあつても、その責めを負わない。

（貸付期間）

第8条 企業誘致ビルの貸付期間は、5年の範囲内で市長が定める期間とする。ただし、貸付期間終了後、市及び借受者の協議の上、貸付期間を延長することができるものとする。

（貸付料）

第9条 市長は、借受者から別表に定める貸付料を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税が課される場合においては、当該貸付料の額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

- 2 貸付料は、毎月10日（月の途中で新たに入居した場合又は明け渡した場合は、当該事由の発生した日）までにその月分を徴収する。ただし、借受者が新たに入居した場合又は明け渡した場合において、その月の利用期間が1月に満たないときは、その月の貸付料は、日割計算とする。
- 3 貸付料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 4 既に納めた貸付料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（借受者の責務）

第10条 借受者は、企業誘致ビルを善良な管理者の注意をもって使用するとともに、関係法令を遵守しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 借受者は、企業誘致ビルの全部又は一部を第三者に貸し付け、又はその使用する権利を譲渡してはならない。

(施設の変更等)

第12条 借受者は、企業誘致ビルに特別な設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による変更等に要する費用は、借受者の負担とする。

(原状回復の義務)

第13条 借受者は、企業誘致ビルの使用が終了したとき、又は第7条の規定により許可の取消し等がなされたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 前項の規定による原状回復又は撤去に要した費用は、借受者の負担とする。

(損害賠償)

第14条 借受者は、企業誘致ビルの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した場合において、前条の規定による原状回復ができないときは、損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、災害等やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第9条関係)

区分	床面積	貸付料 (月額)
企業誘致ビル 1-1	81 m <sup>2</sup>	168,000円
企業誘致ビル 1-2	81 m <sup>2</sup>	168,000円
企業誘致ビル 1-3	81 m <sup>2</sup>	168,000円
企業誘致ビル 1-4	81 m <sup>2</sup>	168,000円
企業誘致ビル 2-1	162 m <sup>2</sup>	336,000円
企業誘致ビル 2-2	81 m <sup>2</sup>	168,000円
企業誘致ビル 2-3	81 m <sup>2</sup>	168,000円

駐車場	1区画	1台あたり 1,000円
-----	-----	--------------

議案第80号

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を  
改正する条例について

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市  
条例第37号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特別職の国家公務員の手当に準じ、期末手当を改定するため、条例の一部を  
改正する必要がある。

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を  
改正する条例

第1条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 81 号

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 40 号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年 12 月 6 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特別職の国家公務員の手当に準じ、期末手当を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第82号

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年嬉野市条例第15号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県人事委員会の勧告に伴い、職員について給与改定等を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用  
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員の給与に関する条例(平成18年嬉野市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

別表第1(第5条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	196,000	231,700	265,400	292,100	322,400	367,300
	2	147,300	197,700	233,200	267,500	294,200	324,600	370,000
	3	148,500	199,300	234,700	269,300	296,500	327,000	372,400
	4	149,600	201,100	236,300	271,400	298,600	329,200	375,100
	5	150,700	202,600	237,800	273,300	300,600	331,500	377,200
	6	151,900	204,300	239,600	275,100	302,900	333,600	379,700
	7	153,000	206,100	241,000	277,000	305,300	335,800	382,100
	8	154,100	207,800	242,600	279,100	307,600	338,100	384,600
	9	155,100	209,500	243,900	281,100	309,600	340,100	386,900
	10	156,500	211,400	245,400	283,200	312,000	342,300	389,700
	11	157,900	213,200	246,900	285,300	314,200	344,500	392,300

12	159,200	214,900	248,300	287,400	316,600	346,700	395,100
13	160,400	216,200	249,800	289,500	318,800	348,700	397,500
14	161,900	218,100	251,300	291,600	320,900	350,800	399,900
15	163,500	219,800	252,700	293,600	323,200	352,800	402,100
16	165,100	221,500	254,100	295,800	325,300	354,800	404,500
17	166,300	223,300	255,700	297,700	327,300	356,800	406,400
18	167,800	225,000	257,500	299,800	329,400	358,800	408,400
19	169,400	226,500	259,200	301,900	331,500	360,600	410,300
20	170,900	228,200	261,100	303,900	333,600	362,500	412,200
21	172,200	229,700	262,800	306,000	335,500	364,500	414,100
22	175,000	231,400	264,600	308,100	337,600	366,400	415,900
23	177,600	232,800	266,500	310,100	339,700	368,400	417,700
24	180,300	234,500	268,200	312,300	341,800	370,400	419,700
25	182,900	235,700	270,100	314,100	343,400	372,400	421,500
26	184,600	237,100	272,100	316,300	345,400	374,300	423,000
27	186,300	238,600	273,900	318,400	347,300	376,400	424,600
28	187,900	239,800	275,800	320,400	349,200	378,400	426,200
29	189,300	241,100	277,600	322,400	350,900	379,900	427,800
30	191,100	242,300	279,500	324,400	352,800	381,800	429,100
31	192,800	243,400	281,400	326,500	354,700	383,600	430,400
32	194,400	244,700	283,300	328,700	356,600	385,100	431,700
33	196,000	246,000	284,900	330,100	358,500	386,900	432,900
34	197,400	247,200	286,800	332,100	360,300	388,400	434,200
35	198,700	248,400	288,700	334,100	362,200	389,900	435,500
36	200,100	249,800	290,600	336,200	363,900	391,500	436,800
37	201,400	250,800	292,300	338,100	365,300	392,900	438,000
38	202,600	252,200	294,100	340,100	366,700	394,200	438,800

39	203,800	253,700	295,900	342,100	368,100	395,400	439,600
40	205,000	255,200	297,700	344,100	369,500	396,500	440,400
41	206,400	256,600	299,400	346,000	370,800	397,600	441,000
42	207,700	258,000	301,100	347,900	371,700	398,800	441,700
43	209,000	259,400	302,800	349,800	372,900	400,100	442,400
44	210,200	260,900	304,400	351,700	374,000	401,200	443,200
45	211,400	262,100	306,200	353,200	374,800	401,900	444,000
46	212,700	263,400	307,900	354,600	375,700	402,600	444,800
47	214,000	264,800	309,500	356,200	376,600	403,300	445,200
48	215,200	266,300	311,300	357,700	377,600	404,000	445,900
49	216,300	267,500	312,400	359,300	378,500	404,600	446,400
50	217,500	268,600	313,900	360,100	379,300	405,200	446,800
51	218,400	269,900	315,400	361,400	380,100	405,800	447,200
52	219,500	271,200	317,100	362,400	380,900	406,200	447,600
53	220,600	272,400	318,700	363,300	381,600	406,600	448,000
54	221,600	273,500	320,300	364,400	382,300	406,900	448,400
55	222,500	274,800	322,000	365,300	383,000	407,200	448,800
56	223,500	276,100	323,500	366,500	383,800	407,500	449,200
57	224,000	277,200	325,000	367,400	384,300	407,800	449,500
58	224,800	278,200	326,200	368,100	384,800	408,100	449,900
59	225,600	279,300	327,500	368,800	385,400	408,400	450,200
60	226,400	280,400	328,700	369,500	386,100	408,700	450,500
61	227,100	281,600	329,400	369,900	386,500	409,000	450,800
62	228,100	282,700	330,300	370,500	387,200	409,300	
63	229,000	283,600	331,100	371,200	387,800	409,600	
64	229,900	284,600	331,900	372,000	388,400	409,900	
65	230,600	285,300	332,900	372,300	388,900	410,200	

66	231,400	286,200	333,300	373,000	389,500	410,500
67	232,300	286,900	334,000	373,700	390,100	410,800
68	233,400	287,800	334,800	374,400	390,700	411,100
69	234,200	288,900	335,600	374,700	391,100	411,300
70	234,900	289,700	336,300	375,300	391,600	411,600
71	235,600	290,500	337,000	376,000	392,100	412,000
72	236,400	291,300	337,700	376,600	392,700	412,300
73	237,200	292,100	338,200	376,900	393,000	412,500
74	237,900	292,600	338,900	377,600	393,400	412,800
75	238,700	293,000	339,400	378,300	393,800	413,100
76	239,400	293,500	340,000	378,900	394,300	413,300
77	240,100	293,700	340,300	379,300	394,600	413,500
78	240,900	294,100	340,800	379,800	394,900	
79	241,700	294,300	341,200	380,400	395,200	
80	242,500	294,700	341,700	380,900	395,500	
81	243,100	294,900	342,100	381,400	395,700	
82	243,900	295,100	342,600	382,000	396,000	
83	244,600	295,500	343,100	382,500	396,300	
84	245,300	295,800	343,600	382,800	396,500	
85	246,000	296,100	343,900	383,300	396,700	
86	246,700	296,400	344,400	383,800	397,000	
87	247,400	296,700	344,900	384,200	397,300	
88	248,100	297,100	345,300	384,500	397,500	
89	248,700	297,400	345,600	384,900	397,700	
90	249,300	297,800	346,000	385,400	398,000	
91	249,800	298,100	346,500	385,800	398,300	
92	250,300	298,500	346,900	386,200	398,500	

93	250,600	298,700	347,100	386,500	398,700
94		298,900	347,500	387,000	
95		299,300	348,000	387,400	
96		299,700	348,400	387,800	
97		299,900	348,600	388,100	
98		300,200	349,000	388,700	
99		300,600	349,400	389,100	
100		301,000	349,800	389,500	
101		301,200	350,100	389,800	
102		301,500	350,500		
103		301,900	350,900		
104		302,200	351,300		
105		302,400	351,800		
106		302,700	352,200		
107		303,100	352,600		
108		303,400	353,000		
109		303,600	353,500		
110		304,000	353,900		
111		304,400	354,200		
112		304,700	354,500		
113		304,900	355,000		
114		305,200			
115		305,500			
116		305,900			
117		306,100			
118		306,300			
119		306,600			

	120		306,900					
	121		307,300					
	122		307,500					
	123		307,800					
	124		308,100					
	125		308,400					
再任用職員		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300

第2条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年嬉野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第4条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する

第7条第3項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



議案第83号

嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年嬉野市条例第97号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年嬉野市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項を次のように改める。

- 2 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（支給審査委員会の設置）

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置くことができる。

- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第84号

嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

嬉野市分担金徴収条例（平成18年嬉野市条例第164号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地域農業水利施設ストックマネジメント事業に関し、受益者の負担を軽減するため、条例の一部を改正する必要がある。

### 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例

嬉野市分担金徴収条例（平成18年嬉野市条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表農林の部地域農業水利施設ストックマネジメント事業の項中「2分の1」を「10分の3」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第85号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定をする。

記

整理 番号	路線名	起 点 終 点
1	小路中央線	嬉野市塩田町大字五町田字小路 嬉野市塩田町大字五町田字小路

令和元年12月6日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、  
議会の議決が必要である。